

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

(昭和38年12月22日山梨県条例第44号)(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて県民生活の平穏を保持することを目的とする。

第2条 略

(卑わいな行為の禁止)

第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公共の場所又は公共の乗物において、人の性的羞恥心<sup>しゅう</sup>を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服その他の身に着ける物(以下この条において「衣服等」という。)の上から又は直接人の身体に触れること。
- (2) 人の性的羞恥心<sup>しゅう</sup>を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服等で覆われている下着又は身体をのぞき見、又はその映像を記録すること(次号に規定する方法により行われる場合及び第4号に規定する場所にいる人に対して行われる場合を除く。)
- (3) 正当な理由がないのに、写真機、ビデオカメラ等を使用して衣服等を透かして見る方法により、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服等で覆われている下着又は身体を見、又はその映像を記録すること。
- (4) 正当な理由がないのに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他の公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所の人の姿態をのぞき見、又はその映像を記録すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、人の性的羞恥心<sup>しゅう</sup>を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。

第4条～第11条 略

(罰則)

第12条 第3条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2～4 略

5 常習として第1項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

6・7 略